

① 前回分科会での意見

利用料金の見直しについて

- 保護者が安心して働ける環境を整えるためには、時間延長の要望に応えるよう取り組む必要がある。
- 良質なサービスを提供していくためには、負担の引上げも必要である。

➡ 利用料金の引上げ(改定)については賛成

サービスの内容について

- 子どもの育ちを支えるために、地域住民の参加や結びつきを一層強める取組が必要である。

② 議論のポイント

	考え方【案1】	考え方【案2】	事務局の考え方
施設ごと一律としている料金体系の見直し	見直す	現行のまま	利用者の負担感や制度の使いにくさを解消するという観点から、見直しが必要
利用料金の改定	改定する	改定しない	事業の充実や、負担の公平性確保という観点から、利用料金は引上げが必要
改定する場合の金額	30分当たり 520円/月	30分当たり 500円/月	激変緩和措置を適用した場合の上限である30分当たり525円/月が目安
改定する場合の時期	令和3年10月	学年の切替え時 (令和4年4月)	